

## 蓮田市精神障害者当事者会規約（2022年11月12日改訂）

第一条 名称及び事務局 当会は「蓮田市精神障害者当事者会(愛称:そよ風)」と称し、事務局を蓮田市に置く。

第二条 目的 当会は精神障害者やその家族・親族が偏見や差別を受けることなく、精神障害者が自立(自律)できる地域社会を築くことを目的とする。

### 第三条 活動

第一項 関係者が情報を共有し、精神障害者が有効な情報(病院・薬・社会福祉制度・障害年金・社会資源・等)を確実に得られる地域社会であることが望ましい。当会は、精神障害者が権利で認められた情報を確実に得られるよう、互いに支え合い、助け合う場を確保する。

第二項 精神障害者は権利を主張するだけでなく、障害を乗り越えて生きようと努力する義務を果たすことが大切である。当会は、精神障害者一人一人が、自分らしく、生きがいを持って生きられるよう、切磋琢磨する時間を確保する。

第三項 特に留意すべきは、今、この瞬間も、精神障害を有するのがわからず、苦しんでいる人が必ずいるということである。当会は、このような人々の診断が遅れることなく、早期に治療を受けられ、回復されるよう、地域社会に精神保健福祉の必要性を訴える活動を行う。

第四条 対面での定例会を断念し、原則、月1回、土曜日の午後、2時間、Zoomによるオンラインミーティングを開催する。

### 第五条 会員

第一項 精神障害を有すると診断された、精神障害者ならば、正会員となることができる。会費は無料とする。

第二項 当会の活動に賛同頂ける人であれば、誰でも会員となれる。会員の会費は無料とする。

第三項 住所に関わらず、参加できる。また、正会員が必要とする場合、支援者(家族・関係者)の参加を認める。支援者の会費は無料とする。

第四項 基本的にどんな行動・発言をするのも自由だが、当会が安全・安寧な場であることを保つために、以下の点に注意する。

- (1) 知り得た情報は個人が特定できる状態で外部へ持ち出さない。
- (2) 個人的な非難・批判・意見はしない。
- (3) 個人的な討論・議論はしない。
- (4) 個人的な誹謗・中傷はしない。
- (5) 参加者は全員が均等に発言できるように心がける。

第五項 会員が希望する場合、脱会することができる。

## 第六条 総会

第一項 総会は開催しない。

第二項 会員は代表に権限を委託する。

第三項 代表は年度初めに、次のことを報告書で行う。

(1) 前年度の活動・収支報告を行う。

(2) 当年度の活動方針や予算を決める。

(3) 本規約の改訂を行う。

## 第七条 役員

第一項 代表は当会を代表し、会務を総括し、会計・監事を兼任する。

第二項 その他の役員を定めず、会員は代表を補佐し、代表が会務に携われない時は、携われる会員が代行する。

第八条 会員のために、必要とされる場合、本規約は変更できる。

## 附則

2011年04月30日に当会は設立した。設立時に会規約はなかった。

2012年04月21日に第五条のみの会の規約を施行した。

2013年04月20日の改訂で、その他の大幅な加筆修正がなされた。

2014年05月17日に第一条にて事務局住所を追記し、第六条の第三項を修正し、第七条の役員の任期について追記した。

2017年03月18日に事務局を変更した。

2018年03月19日に会員の意向により、第六条にて、総会を廃止し、第七条の役員を代表のみとした。

2021年05月15日に事務局の住所を明記せず、第四条を変更した。

2022年07月16日に第四条と、第五条第四項を変更した。

2022年11月12日に第四条と、第五条を変更した。

以上